

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和8年5月25日

幸手市有機農業推進協議会 会長 植竹 一寿

記

1 業務の目的

本業務は、本市における有機農業の産地づくりを推進し、オーガニックビレッジ宣言の早期実現を後押しするため、有機農業に関心のある農業者の掘り起こしから有機転換に向けた意識醸成、有機米の栽培マニュアルの策定、有機JAS認証取得支援までの取組を総合的に実施することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- (3) 業務内容 別紙「幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 提案上限額 7,062,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザル実施要領の公表日から受託候補者の決定までの期間に、国、埼玉県又は幸手市において指名停止を受けていない者であること。
- (5) 参加事業者又は役員等の経営に携わる者が幸手市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）において、他の地方公共団体に係る業務で、本プロポーザルの類似事業に関する業務実績を有していること。

4 プロポーザル実施スケジュール

- (1) 参加表明書受付締切日 令和8年 6月 2日（火）
- (2) 企画提案書等の提出締切日 令和8年 6月17日（水）
- (3) プレゼンテーション 令和8年 6月19日（金）
- (4) 審査結果通知 令和8年 6月下旬予定
- (5) 契約締結 令和8年 7月初旬予定

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性がある。

5 その他

その他の詳細については、幸手市オーガニックビレッジ推進事業業務委託プロポーザル実施要領を参照のこと。

6 問い合わせ

幸手市有機農業推進協議会 事務局担当 小林

（幸手市役所 建設経済部農業振興課 農業振興担当）

電 話 0480-43-1111 内線532

E-mail noushin@city.satte.lg.jp